

現場で使える環境法〔改訂第2版〕 正誤表

該当箇所	誤	正
87 ページ・図 5.2-1 第2種エネルギー管理指定工場等・事業者が選任すべき者の欄	エネルギー管理士	エネルギー管理員
99 ページ【7】	平成 22 年 4 月 1 日施行	平成 21 年 4 月 1 日施行
329 ページ表 8.1-2 71 の 5 71 の 6	ジクロロエチレン	ジクロロメタン
380 ページ・図 9.1-2	(※1 参照)	
410 ページ・表 9.4-1	(※2 参照)	
414 ページ・上から 5 行目	①危険物の指定数量が指定数量の 1/5 以上	①危険物の指定数量の 1/5 以上

※1 380 ページ・図 9.1-2



※ リスクとは、第2種特定化学物質の要件である、「人への長期毒性・動植物への生態毒性」及び「環境残留」に該当するおそれを指す。
 第1種特定化学物質が使用されている場合に輸入できない製品（改正法13）
 ① PFCs 又はその塩、航空機用の作動油、防氷用の処理剤、金属用又は半導体用のエッチング剤、工業用のめっき処理剤、工業用の研磨剤、など
 ② テトラプロモジフェニルエーテル：塗料、接着剤
 ③ ペンタプロモジフェニルエーテル：塗料、接着剤
 (出典：厚労・経産・環境省「化審法の一部を改正する法律公布について」)

図 9.1-2 改正化審法の概要

【誤】

- 取扱業者に対する情報電卓の努力義務等

【正】

- 取扱業者に対する情報伝達の努力義務等

※2 410 ページ・表 9.4-1

【誤】

類別	性質	品名(例)	種別	性質	指定数量
第4類	引火性液体	1. 特殊引火物	引火物点-20℃以下 発火点 100℃以下 沸点 40℃以下		50 L
		2. 第1石油類	引火点 21℃未満	非水溶性液体	200 L
				水溶性液体	400 L
		3. アルコール類		非水溶性液体	400 L
		4. 第2石油類	引火点 21~70℃未満	水溶性液体	1000 L
				非水溶性液体	2000 L
		5. 第3石油類	引火点 70~200℃未満	水溶性液体	2000 L
	4000 L				
6. 第4石油類	引火点 200℃以上 250℃未満		6000 L		
7. 動植物油類	引火点 250℃未満		10000 L		

【正】

類別	性質	品名(例)	種別	性質	指定数量
第4類	引火性液体	1. 特殊引火物	引火点-20℃以下 発火点 100℃以下 沸点 40℃以下		50 L
		2. 第1石油類	引火点 21℃未満	非水溶性液体	200 L
				水溶性液体	400 L
		3. アルコール類			400 L
		4. 第2石油類	引火点 21~70℃未満	非水溶性液体	1000 L
				水溶性液体	2000 L
		5. 第3石油類	引火点 70~200℃未満	非水溶性液体	2000 L
水溶性液体	4000 L				
6. 第4石油類	引火点 200℃以上 250℃未満		6000 L		
7. 動植物油類	引火点 250℃未満		10000 L		